

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番24号

株式会社アルデプロ

代表取締役社長 椎 塚 裕 一

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり当社第34回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2021年10月27日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年10月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第34期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第34期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年10月27日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、4ページをご参照ください。）

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- (注) 1. 本株主総会ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6. 会社の体制及び方針」、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.ardepro.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。従って、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査等委員会が監査をした対象の一部です。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ (<https://www.ardepro.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

◎株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社は、株主の皆様を第一に考え、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対応を行います。株主の皆様におかれましては、予めご了承いただきますとともに、ご来場につきましてはお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

■議決権の行使

事前に議決権を行使していただくに際しては、書面又はインターネットにより議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

■入場をお断りする場合

座席の間隔を広げるため、ご用意できる席数は例年より大幅に減少いたします。当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

発熱がある方、体調不良と思われる方はご入場をお断りする場合がございます。

ご入場後も体調不良等と見受けられる方には、運営スタッフからお声がけさせていただきます、お帰りいただく場合がございます。

■マスクの着用など

ご来場の株主様には、マスク着用をお願い申し上げます。マスクを着用されていない方は入場をお断りさせていただく場合もあります。

会場受付付近で株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

■開催時間の短縮など

開催時間を短縮するために、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございますので、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

当社役員につきましては、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。また、出席する当社役員は、マスクを着用させていただきます。

■株主総会のお土産はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2021年10月27日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960
〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、依然として厳しい状態が続いております。たび重なる緊急事態宣言の発出に伴いサービス消費を中心に個人消費が制限され、それに伴い企業をはじめとする経済活動が停滞する厳しい状況となっております。先行きについては、各種財政政策や金融政策の効果、ワクチン接種の促進などにより改善の動きが期待されますが、下振れリスクの高まりも懸念され、しばらくは不透明な状況が続くものと予想されます。

こうした状況下、当社グループは東京都心部（千代田区、中央区、港区、渋谷区等）や関西地区を中心に権利調整案件（再開発アジャストメント事業）や収益用不動産などの販売用不動産の売却活動を行ってまいりました。そのほか、全国に所在する収益レジデンスを売却してまいりました。売上高につきましては、ほぼ期首計画どおりの売上高となりました。一方、当社の債権の回収可能性について、相手先が受けている今般のコロナ禍の影響等も含めて、慎重に検討した結果、2021年7月期連結決算において、貸倒引当金繰入額1億68百万円を営業外費用に計上いたしました。

以上から、連結売上高は182億86百万円（前期比14.5%減）、営業利益は29億60百万円（同8.8%減）、経常利益は23億91百万円（同1.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億31百万円（同6.2%減）となりました。なお、売上高は前期から減少したものの、利益率のよい権利調整案件の販売用不動産の売却があったことから売上総利益率は改善しております。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

①不動産再活事業

上記のとおり、東京都心部（千代田区、中央区、港区、渋谷区等）や関西地区に所在する販売用不動産、全国各地に所在する収益レジデンス等を売却いたしました。当連結会計年度においては利益率の高い権利調整案件の販売用不動産の売却があり、売上総利益率が前期に比べ改善いたしました。

以上から、不動産再活事業の売上高は181億21百万円（前期比14.1%減）、営業利益は35億51百万円（同1.9%増）となりました。

②不動産賃貸収益等事業

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料収入や収入手数料等で構成されております。販売用不動産の売却により受取賃料が減少し、不動産賃貸収益等事業の売上高は1億64百万円（前期比46.5%減）、営業利益は1億450百万円（同49.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、不動産販売業を営んでおりますが、そのなかでも再開発アジャストメント事業、とりわけ権利調整ビジネスを推進しております。本ビジネスは、好立地で再開発による資産価値の増大が見込まれる旧耐震のマンションやビル等を取得し、立ち退き交渉を行い、開発素地としてデベロッパーに売却するというものです。

当社は主に東京都内の中心部において権利調整案件を取り扱っております。東京都内の中心部に立地するという点で、その不動産のポテンシャルは高く、当社が権利調整をすることにより、さらにその不動産の価値がアップすることとなります。このことは、デベロッパーの観点からは新たな都市開発が可能となり、また不動産の有効活用も可能となります。このため、デベロッパーにおいて事業採算が向上し取得意欲は高くなります。

当社としても、権利調整ビジネスは利益率が高い事業となっております。

当社は耐震性に不安がある旧耐震のビルをターゲットにして、健全な再開発事業

につながる本事業を推進することにより、結果的に人命を救い土地の有効活用という社会貢献に寄与できると考えております。

今後、当社は以下の営業方針のもと、本権利調整ビジネスをメインに事業を進めてまいります。

- ① 売上高重視から利益重視
- ② 在庫回転率を年2～3回転
- ③ 大型案件の仲介業務にも注力し利益を確保

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 31 期 (2017年8月1日から 2018年7月31日まで)	第 32 期 (2018年8月1日から 2019年7月31日まで)	第 33 期 (2019年8月1日から 2020年7月31日まで)	第34期(当連結会計年度) (2020年8月1日から 2021年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	11,491,618	15,953,437	21,399,737	18,286,889
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△722,579	△1,888,614	2,352,540	2,391,077
親会社株主に帰属 する当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,193,294	△2,746,494	2,379,745	2,231,914
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△4円23銭	△8円22銭	7円6銭	6円81銭
総 資 産 (千円)	33,712,454	20,781,189	13,327,209	12,635,168
純 資 産 (千円)	7,456,764	3,802,743	4,665,062	5,728,174
1株当たり純資産額	13円83銭	6円78銭	13円83銭	18円4銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

2. 第34期連結会計年度に合同会社中央マネジメント及び合同会社弥生マネジメントが清算終了により消滅したため、第34期連結会計年度末において連結子会社は存在しません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 31 期 (2017年8月1日から 2018年7月31日まで)	第 32 期 (2018年8月1日から 2019年7月31日まで)	第 33 期 (2019年8月1日から 2020年7月31日まで)	第34期(当事業年度) (2020年8月1日から 2021年7月31日まで)
売 上 高 (千円)	10,940,120	4,417,154	21,464,666	18,286,889
経常利益又は経常損失(△) (千円)	266,626	△727,486	3,178,923	2,205,591
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	593,621	△5,235,584	3,150,845	1,031,479
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	2円8銭	△15円67銭	9円34銭	3円15銭
総 資 産 (千円)	28,213,051	22,071,583	14,532,697	12,640,310
純 資 産 (千円)	8,776,432	2,719,856	5,870,639	5,733,316
1株当たり純資産額	22円75銭	8円7銭	17円41銭	18円5銭

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、

1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度末において該当事項はありません。

なお、当連結会計年度に合同会社中央マネジメント及び合同会社弥生マネジメントが清算終了したことに伴い、当連結会計年度末において連結子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

事業の種類及び事業内容に関しましては、以下のとおりであります。

事業の種類	事業内容
不動産再活事業	当事業は、未利用又は低稼働により有効活用されていない不動産（商業ビル、オフィスビル、レジデンス等）を自社により取得し、エリアの特性やニーズに合わせた最適なプランを企画することにより不動産を魅力的な商品として再活する事業であります。 また、当事業を拡充し、耐震性が不足している旧耐震基準のマンションやビル等の建て替え及びマンションやビル等の敷地売却の促進を目的とした事業（再開発アジャストメント）も推進してまいります。
不動産賃貸収益等事業	不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。

(12) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区新宿三丁目

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
18名	一名

② 当社の使用人の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	11名	一名	46.1歳	7.0年
女 性	7名	一名	37.3歳	3.3年
計又は平均	18名	一名	42.7歳	5.6年

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,900,000 千円
ハ ナ 信 用 組 合	1,200,000
新生インベストメント&ファイナンス株式会社	1,100,000
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	80,406
株 式 会 社 S B J 銀 行	14,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 857,484,027株
- (2) 発行済株式の総数 337,234,159株（自己株式19,628,322株を含む）
- (3) 株主数 29,454名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
秋 元 竜 弥	99,049,524	31.19
株 式 会 社 ド ラ ゴ ン パ ワ ー	37,532,800	11.82
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	4,579,000	1.44
田 中 美 志 樹	2,360,200	0.74
株 式 会 社 S B I 証 券	2,087,800	0.66
椎 塚 裕 一	2,045,500	0.64
秋 元 和 弥	1,829,400	0.58
牧 間 次 夫	1,620,000	0.51
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	1,199,600	0.38
金 子 佐 和	1,175,000	0.37

(注) 持株比率は自己株式（19,628,322株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の氏名等 (2021年7月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	椎 塚 裕 一	
取 締 役	秋 元 和 弥	常務執行役員営業本部長
取 締 役	荻 坂 昌次郎	執行役員企画本部長
取 締 役	佐 藤 孝 二	執行役員管理本部長
取締役 (監査等委員)	平 田 英 之 (注) 1, 2, 3, 5	平田公認会計士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	伊 禮 勇 吉 (注) 1, 5	伊禮綜合法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	塚 本 浩 二 (注) 1, 4, 5	塚本浩二税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役平田英之氏、伊禮勇吉氏及び塚本浩二氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、平田英之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員平田英之氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員塚本浩二氏は、税理士として企業財務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役平田英之氏、伊禮勇吉氏及び塚本浩二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。
6. 取締役宮内幸三郎氏は2020年10月29日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

- (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要 (保険金により填補される損害の範囲) は、個人被保険者がその地位に基づいて行った

行為（不作為を含む。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の、個人被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用及び上記により個人被保険者が被った損害等を当該保険契約により填補するものであります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i) 基本方針

当社の取締役の報酬は固定報酬及び役員退職慰労金とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月額固定報酬及び毎年度1回の役員賞与とし、各業務執行の取締役等の職責（担当部門の職務内容や規模、責任及び経営への貢献度等）、役位及び在任年数等を反映し、当社の業績、不動産業界他社並びに当社従業員給与等も考慮して報酬額を決定しております。なお、月額固定報酬について、一定の事由が生じた場合には、取締役会の決定に基づき減額措置を講じることがあります。

役員賞与については、当社業績等の事情により支給しないことがあります。

役員退職慰労金は、役員退職慰労金に関する当社規程に基づき支給します。

iii) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容等の決定に関する方針並びに金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しません。

iv) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役社長が個人別の取締役の報酬等の原案を作成し、取締役会に上程し取締役会で審議のうえ決定します。

v) 取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年10月27日開催の定時株主総会において、年額1億4,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない。）と定められております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は2名であります。

また、監査等委員の報酬等の額は、2016年10月27日開催の定時株主総会におい

て、年額3,000万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名であります。なお、監査等委員の役員報酬は独立した立場で経営の監視、監督機能を担う役割のため、固定報酬のみとし監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	64,500 (—)	64,500 (—)	— (—)	— (—)	4名 (一名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	9,750 (9,750)	9,750 (9,750)	— (—)	— (—)	4名 (4名)
合 計	74,250	74,250	—	—	8名

(注) 1. 社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬額については該当事項はありません。
2. 役員賞与については、該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況(他の法人等の業務執行者である場合)及び当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)平田英之氏は平田公認会計士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係及び取引関係はありません。

取締役(監査等委員)伊禮勇吉氏は伊禮綜合法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間で法務業務等に関する取引があります。

取締役(監査等委員)塚本浩二氏は塚本浩二税理士事務所の代表であります。当社と同事務所との間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
平 田 英 之	社外取締役(監査等委員)	当期開催の取締役会18回中18回及び監査等委員会14回中14回出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、期末の実地たな御実査に同行し、独立した客観的立場から実地たな御資産の実査を行っております。
伊 禮 勇 吉	社外取締役(監査等委員)	当期開催の取締役会18回中18回及び監査等委員会14回中14回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
塚 本 浩 二	社外取締役(監査等委員)	2020年10月29日に就任後開催された取締役会14回中14回及び監査等委員会10回中10回出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 上記の他15回の書面決議を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

霞友有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	22,490千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭	22,490千円
その他の財産上の利益の合計額	

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査等委員会は、霞友有限責任監査法人の当社に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、見積額の算出根拠等を考慮した結果、相当と判断して同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会での決議により株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を現行定款第28条に設けており、会計監査人と責任限定契約を締結しております。

(7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,070,176	流動負債	4,983,282
現金及び預金	1,619,173	短期借入金	2,314,000
販売用不動産	7,968,969	一年内返済予定の長期借入金	77,172
短期貸付金	328,000	未払金	29,257
その他	154,033	未払費用	20,413
固定資産	2,564,991	預り金	2,200,417
有形固定資産	5,454	未払法人税等	270,787
建物及び構築物	3,607	その他	71,234
工具、器具及び備品	848	固定負債	1,923,711
一括償却資産	998	長期借入金	1,903,234
無形固定資産	206	退職給付に係る負債	20,477
その他	206	負債合計	6,906,993
投資その他の資産	2,559,330	純 資 産 の 部	
投資有価証券	10,000	株 主 資 本	5,728,174
関係会社出資金	912,426	資 本 金	2,428,102
長期貸付金	1,266,281	資 本 剰 余 金	294,072
繰延税金資産	694,112	利 益 剰 余 金	4,008,573
その他	43,228	自 己 株 式	△1,002,574
貸倒引当金	△366,718	純 資 産 合 計	5,728,174
資 産 合 計	12,635,168	負債及び純資産合計	12,635,168

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		18,286,889
売上原価		14,315,868
売上総利益		3,971,020
販売費及び一般管理費		1,010,076
営業外利益		2,960,943
受取利息	15,977	
未払配当金除斥益	2,275	
暗号資産売却益	17,797	
その他	5,904	41,955
営業外費用		
支払利息	142,547	
支払手数料	104,653	
消費税相殺差	90,394	
持分法による投資損失	105,778	
貸倒引当金繰入額	168,110	
その他	337	611,822
経常利益		2,391,077
特別損		
和解	2,000	2,000
税金等調整前当期純利益		2,389,077
法人税、住民税及び事業税		443,498
法人税等調整額		△286,335
法人税等合計		157,163
当期純利益		2,231,914
親会社株主に帰属する当期純利益		2,231,914

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	2,428,102	294,072	1,945,268	△2,381	4,665,062	4,665,062
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△168,608		△168,608	△168,608
親会社株主に帰属する当期純利益			2,231,914		2,231,914	2,231,914
自 己 株 式 の 取 得				△1,000,193	△1,000,193	△1,000,193
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,063,305	△1,000,193	1,063,112	1,063,112
当 期 末 残 高	2,428,102	294,072	4,008,573	△1,002,574	5,728,174	5,728,174

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年9月21日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 安通 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 恭治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルデプロの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,070,176	流動負債	4,983,282
現金及び預金	1,619,173	短期借入金	2,314,000
販売用不動産	7,968,969	1年内返済予定の長期借入金	77,172
前渡金	76,500	未払金	29,257
前払費用	20,912	未払費用	20,413
その他	384,621	前受金	1,500
固定資産	2,570,133	預り金	2,200,417
有形固定資産	5,454	前受収益	2,052
建物	3,607	未払法人税等	270,787
工具、器具及び備品	848	その他	67,682
一括償却資産	998	固定負債	1,923,711
無形固定資産	206	長期借入金	1,903,234
その他	206	退職給付引当金	20,477
投資その他の資産	2,564,472	負債合計	6,906,993
関係会社株式	10,000	純 資 産 の 部	
関係会社出資金	917,568	株主資本	5,733,316
出資金	10,000	資本剰余金	2,428,102
長期貸付金	1,266,281	資本剰余金	294,072
繰延税金資産	694,112	資本準備金	294,072
その他	33,228	利益剰余金	4,013,716
貸倒引当金	△366,718	利益準備金	16,860
		その他利益剰余金	3,996,855
		繰越利益剰余金	3,996,855
		自己株式	△1,002,574
		純資産合計	5,733,316
資産合計	12,640,310	負債及び純資産合計	12,640,310

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	18,286,889
売上原価	14,315,868
売上総利益	3,971,020
販売費及び一般管理費	1,304,567
営業外利益	2,666,453
受取利息	19,465
受取配当金	244
未払配当金除斥	2,275
暗号資産売却益	17,797
雑収	5,652
営業外費用	45,435
支払利息	143,027
支払手数料	104,653
消費税相殺差	90,268
貸倒引当金繰入	168,110
その他	238
経常利益	506,297
特別利益	2,205,591
子会社清算益	26,461
特別損失	26,461
関係会社出資金評価損	1,045,431
和解	2,000
税金引前当期純利益	1,047,431
法人税、住民税及び事業税	1,184,621
法人税等調整額	439,477
法人税等調整額計	△286,335
当期純利益	153,142
	1,031,479

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
2020年8月1日残高	2,428,102	294,072	294,072	—	3,150,845	3,150,845
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				16,860	△185,469	△168,608
当期純利益					1,031,479	1,031,479
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	16,860	846,009	862,870
2021年7月31日残高	2,428,102	294,072	294,072	16,860	3,996,855	4,013,716

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2020年8月1日残高	△2,381	5,870,639	5,870,639
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△168,608	△168,608
当期純利益		1,031,479	1,031,479
自己株式の取得	△1,000,193	△1,000,193	△1,000,193
事業年度中の変動額合計	△1,000,193	△137,323	△137,323
2021年7月31日残高	△1,002,574	5,733,316	5,733,316

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年9月21日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 安通 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 恭治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルデプロの2020年8月1日から2021年7月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月22日

株式会社アルデプロ

監査等委員会

常勤監査等委員 平 田 英 之 (印)

監 査 等 委 員 伊 禮 勇 吉 (印)

監 査 等 委 員 塚 本 浩 二 (印)

(注) 監査等委員平田英之、伊禮勇吉及び塚本浩二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

[期末配当に関する事項]

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、株主価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1円50銭 総額476,408,756円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年10月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）椎塚裕一氏、秋元和弥氏、荻坂昌次郎氏及び佐藤孝二氏が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
1	しいつか ゆういち 椎塚 裕一 (1968年11月21日生) 再任	1991年4月 水落司法書士事務所入所 1999年8月 麴町総合事務所（現司法書士法人麴町総合事務所）入所 2004年10月 株式会社アーバンビジョン（現株式会社Liv-up）社外監査役就任 2008年10月 当社監査役就任 2014年10月 当社取締役就任 2015年10月 当社代表取締役副社長就任 2016年3月 当社代表取締役社長就任 2018年10月 当社取締役就任 2019年3月 当社代表取締役社長就任（現任）	2,045,500株
	<p>選任理由</p> <p>椎塚裕一氏は代表取締役社長であり、また長く司法書士業界で活躍され不動産業界にも明るい経験を活かして当社の成長を牽引してきました。社長として経営の先頭に立ち、当社の業績向上並びに発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	あきもと かずや 秋元 和弥 (1989年11月28日生) 再任	2014年4月 三菱地所リアルエステートサービス株式会社入社 2019年11月 当社入社 執行役員営業本部長 2020年10月 当社取締役常務執行役員営業本部長就任（現任）	1,829,400株
	<p>選任理由</p> <p>秋元和弥氏は、不動産業界の経験が豊富であり、当社入社後も執行役員営業本部長や取締役常務執行役員営業本部長に就任して不動産営業活動を牽引し、当社の成長に大きな貢献を果たしております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
3	おぎさか しょうじろう 荻坂 昌次郎 (1968年3月19日生) 再任	1992年4月 株式会社三星堂（現株式会社メディセオ）入社 2000年7月 株式会社ヒューネット（現株式会社R I S E）入社 2006年4月 同社経営企画部長就任 2008年7月 株式会社エフティコミュニケーション入社 経営企画部次長就任 2011年12月 株式会社ミオモンド入社 2014年3月 当社入社 執行役員経営企画室長就任 2016年11月 当社執行役員社長室長就任 2019年10月 当社取締役社長室長就任 2020年10月 当社取締役執行役員企画本部長就任（現任）	169,400株
	<p>選任理由</p> <p>荻坂昌次郎氏は、不動産業界の経験が豊富で、経営企画部門等での実績も豊富であります。また、当社入社後には執行役員や取締役として当社の業績向上に尽力しております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
4	さとう こうじ 佐藤 孝二 (1967年9月3日生) 再任	1988年9月 指吸会計センター株式会社入社 1994年3月 東亜ミート商事株式会社入社 2001年8月 株式会社コンフィデンス入社 2005年5月 株式会社日本エスピーマーケティング入社 取締役就任 2009年7月 光熔材株式会社入社 2012年2月 株式会社フルキャストマーケティング（現株式会社エフブレイン）入社 2015年12月 当社入社 2016年11月 当社執行役員管理本部長就任 2019年10月 当社取締役管理本部長就任 2020年10月 当社取締役執行役員管理本部長就任（現任）	82,700株
	<p>選任理由</p> <p>佐藤孝二氏は、当社をはじめ様々な業界の経理部門を中心とした管理部門の経験が豊富であります。また、当社においても財務戦略を担う取締役執行役員管理本部長として業務を推進しております。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし得るとともに、今後とも当社グループの成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

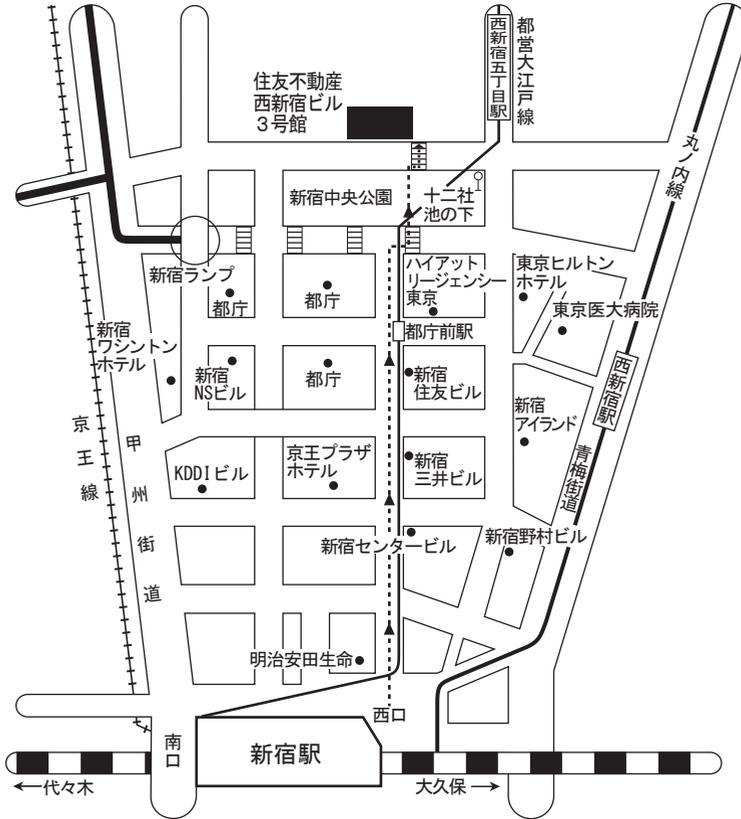
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式数
きのした わたる 木下 渉 (1973年7月15日生)	2003年11月 司法試験合格 2004年4月 最高裁判所司法研修所入所 2005年10月 弁護士登録 須田清法律事務所入所 2008年4月 木下総合法律事務所開設（現任）	一株
選任理由 木下渉氏は過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高い見識、専門知識、経験等を総合的に勘案し、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役）として適任と判断し、候補者としております。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者は当社のリスク管理委員会の委員であり、顧問報酬を支払っております。
2. 木下渉氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は補欠の監査等委員である取締役候補者木下渉氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
4. 木下渉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1F
ベルサール西新宿ホール
電話：03-3320-2611



交通のご案内

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅「A5出口」 徒歩3分
又は「西新宿五丁目」駅「A2出口」 徒歩6分
JR線・各私鉄・東京メトロ「新宿」駅「西口」 徒歩15分
都営地下鉄新宿線・京王線「新宿」駅「7番出口」 徒歩10分
「新宿」駅「西口」より新宿16・17バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分